

千葉市住生活基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	修正
1	空き家の活用に関する提案について	絵や音楽や劇場等の芸術活動ができるスペースとして活用するなど、空き家や空いている公団の部屋や空いているアパートの部屋は有効に活用していただきたい。	本市では、今後、千葉市空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画や、空家の施策実施に関することについて、検討を進めることとしております。御意見を参考としながら検討を進めてまいります。	なし
2	「住生活」の定義について	「住生活」という言葉はかなりの広がりを持つ言葉であり、「くらし」という言葉に近い感覚を覚えます。計画案の冒頭で、「住生活」という言葉の概念を明確に定義付けすべきではないでしょうか。	本計画における「住生活」という言葉の概念については、住宅という建物だけではなく、住戸内・外でのくらしなど居住環境を含め、幅広く捉えています。しかしながら、「住生活」という言葉は、住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づくものであるため、本市独自に言葉の定義づけは行っておりません。	なし
3	災害時の緊急状況への迅速な対応について	案で記載された居住等支援、住宅復旧支援は、確かに重要であります。行方不明者の救助など優先されるべき事項への対応が欠落しており、加筆が必要ではないでしょうか。	本計画は住生活基本法に基づき定める計画です。住生活基本法では次の4つの基本理念が示されており本計画はこの理念に基づき定めています。 ①現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等 ②良好な居住環境の形成 ③居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進 ④居住の安定の確保	なし
4	災害時の緊急状況への迅速な対応について	過去の震災の際に、災害発生直後の避難所機能、緊急物資支援機能で、大規模集客施設が「ライフライン」として果たした役割は大きく、多くの市民が集まる場を持つこうした施設の役割について記載してはどうか。	人命救助や大規模集客施設の役割など、頂いたご意見につきましては、防災対策基本法に基づく計画である「千葉市地域防災計画」に位置付けられています。	なし
5	住宅について	住環境に必要な採光について	住生活総合調査において、「居間など、主な居室の採光」に対し79%の方がおおむね満足との評価をしています。今後とも評価の高い良質な住宅の供給を促進します。	なし
6	住宅について	老人や障害者にとって、機能性の高い家づくりについて	住宅のバリアフリー化については第5章目標3-(3)-③のなかで、高齢者や要介護(要支援)認定者、および重度の障害者のいる世帯へのバリアフリー化の支援を掲げており、安心して暮らせる住宅の整備を促進します。	なし
7	住宅について	高齢者が冬をしのぐための住宅について、太陽光発電を利用することはできないか。	目標3-(1)-③に記載する住宅用太陽光発電設備・太陽熱利用給湯システム等設置への支援(「住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金」)を行うことにより、居住環境の向上を図ります。	なし